

指定訪問看護・指定介護予防訪問看護 重要事項説明書

1 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	医療法人社団協友会
代表者（役職・氏名）	理事長 平岡 邦彦
所在地・電話番号	埼玉県吉川市大字平沼 111 番地 048-982-8311
法人設立年月日	昭和 53 年 7 月 1 日

2 サービスを提供する事業所の概要

（1）事業所の名称等

名称	訪問看護ステーションこころ
サービスの種類	訪問看護・介護予防訪問看護
指定事業所番号	1161890102
所在地	〒340-0028 埼玉県草加市谷塚 1 丁目 16 番地 34 号
電話番号	048-928-5225
FAX 番号	048-928-5234
通常の事業の実施地域	草加市

（2）事業所の窓口営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日まで (国民の祝日、12月30日から1月3日までを除く)
営業時間	午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分まで ただし、契約内容により 24 時間対応可能な体制を整えています

（3）事業所の勤務体制

職種	業務内容	勤務形態・員数
管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・従業者と業務の管理を行います。 ・従業者に法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。 	常勤1名
看護師等	<ul style="list-style-type: none"> ・指定訪問看護等の提供に当たります。 ・看護職員（准看護師を除く）は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書（介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書）を作成します。 	看護師 常勤6名 理学療法士等 常勤0名 非常勤4名

3 事業の運営の方針

事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。また、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

指定訪問看護の事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、利用者の心身の機能回復及び生活機能の維持又は向上を目指すものとします。

指定介護予防訪問看護の事業は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとします。

4 サービス内容

(1)	病状、心身の状況の観察	(7)	認知症患者の看護
(2)	清拭、洗髪等による清潔の保持	(8)	療養生活や介護方法の指導
(3)	食事及び排泄等日常生活の世話	(9)	カテーテル等医療機器の管理
(4)	褥瘡の予防・処置	(10)	その他医師の指示による医療処置
(5)	リハビリテーション	(11)	家族や介護者の支援
(6)	ターミナルケア	(12)	介護予防訪問看護

5 利用料、その他の費用の額

(1) 介護保険による訪問看護の利用料

利用した場合の利用料は、以下のとおりです。

利用料は、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額となります。(利用者負担の減免、公費負担がある場合などはその負担額による) 但し、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は、10割負担となります。※地域区分別1単位当たりの単価 10.70円(5級地)

ア 利用料

<看護師が行う訪問看護>

基本部分	単位数	利用料				
		10割	1割	2割	3割	
20分未満	314	3,359円	336円	672円	1,008円	
20分以上30分未満	471	5,039円	504円	1,008円	1,512円	
30分以上1時間未満	823	8,806円	881円	1,762円	2,642円	
1時間以上1時間30分未満	1,128	12,069円	1,207円	2,414円	3,621円	
定期巡回・随時対応型訪問 介護看護事業所と連携して 行う場合	要介護1~4	2,961	31,682円	3,169円	6,337円	9,505円
	要介護5	3,761	40,242円	4,025円	8,049円	12,073円

<理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が行う訪問看護>

基本部分	単位数	利用料			
		10割	1割	2割	3割
20分以上(1回につき)	294	3,145円	315円	629円	944円
20分以上(1日2回を超えた場合)	265	2,835円	284円	567円	851円

※理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による訪問看護は、その訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に、看護職員の代わりに訪問するという位置付けになります。

※事業所全体で、前年度の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問回数が、看護職員による訪問回数を超えている場合、又は算定日が属する月の前6月間において、緊急時訪問看護加算(Ⅰ)(Ⅱ)、特別管理加算(Ⅰ)(Ⅱ)、看護体制強化加算(Ⅰ)(Ⅱ)のいずれも算定していない場合は8単位の減算が適用されます。

イ 加算

要件を満たす場合に、利用料に以下の料金が加算されます。

基本部分		単位数	利用料			
			10割	1割	2割	3割
夜間・早朝加算	1回につき	利用料の25%				
深夜加算	1回につき	利用料の50%				
緊急時訪問看護加算（Ⅰ） ※看護業務の負担軽減体制整備あり	1月につき	600	6,420円	642円	1,284円	1,926円
緊急時訪問看護（Ⅱ）	1月につき	574	6,141円	615円	1,229円	1,843円
複数名訪問加算（Ⅰ）	30分未満 1回につき	254	2,717円	272円	544円	816円
	30分以上 1回につき	402	4,301円	431円	861円	1,291円
複数名訪問加算（Ⅱ）	30分未満 1回につき	201	2,150円	215円	430円	645円
	30分以上 1回につき	317	3,391円	340円	679円	1,018円
長時間訪問看護加算	1回につき	300	3,210円	321円	642円	963円
特別管理加算（Ⅰ）	1月につき	500	5,350円	535円	1,070円	1,605円
特別管理加算（Ⅱ）	1月につき	250	2,675円	268円	535円	803円
専門管理加算	1月につき	250	2,675円	268円	535円	803円
口腔連携強化加算	1月につき	50	535円	54円	107円	161円
ターミナルケア加算	死亡月につき	2,500	26,750円	2,675円	5,350円	8,025円
初回加算（Ⅰ）（退院日）	1月につき	350	3,745円	375円	749円	1,124円
初回加算（Ⅱ）（退院日以降）	1月につき	300	3,210円	321円	642円	963円
退院時共同指導加算	1回につき	600	6,420円	642円	1,284円	1,926円
看護・介護職員連携強化加算	1回につき	250	2,675円	268円	535円	803円
看護体制強化加算（Ⅰ）	1月につき	550	5,885円	589円	1,177円	1,766円
看護体制強化加算（Ⅱ）	1月につき	200	2,140円	214円	428円	642円
サービス提供体制強化加算Ⅰ （指定訪問看護ステーションの場合）	1回につき	6	64円	7円	13円	20円
サービス提供体制強化加算Ⅱ （指定訪問看護ステーションの場合）	1回につき	3	32円	4円	7円	10円

基本部分		単位数	利用料			
			10割	1割	2割	3割
サービス提供体制強化加算Ⅰ (定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して行う場合)	1月につき	50	535円	54円	107円	161円
サービス提供体制強化加算Ⅱ (定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して行う場合)	1月につき	25	267円	27円	54円	81円

注 上記ア・イの利用料は、厚生労働大臣が告示で定める単位数であり、これが改定された場合は、これら単位数も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい利用料を書面でお知らせします。

(2) 介護保険による介護予防訪問看護の利用料

利用した場合の利用料は、以下のとおりです。

利用料は、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額となります。(利用者負担の減免、公費負担がある場合などはその負担額による) 但し、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は、10割負担となります。※地域区分別1単位当たりの単価 10.70円(5級地)

ア 利用料

<看護師が行う訪問看護>

基本部分	単位数	利用料			
		10割	1割	2割	3割
20分未満	303	3,242円	325円	649円	973円
20分以上30分未満	451	4,825円	483円	965円	1,448円
30分以上1時間未満	794	8,495円	850円	1,699円	2,549円
1時間以上1時間30分未満	1,090	11,663円	1,167円	2,333円	3,499円

<理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が行う訪問看護>

基本部分	単位数	利用料			
		10割	1割	2割	3割
20分以上(1回につき)	284	3,038円	304円	608円	912円
20分以上(1日2回を超えた場合)	142	1,519円	152円	304円	456円

※理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による訪問看護は、その訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に、看護職員の代わりに訪問するという位置付けになります。

※事業所全体で、前年度の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問回数が、看護職員による訪問回数を超えている場合、又は算定日が属する月の前6月間において、緊急時訪問看護加算(Ⅰ)(Ⅱ)、特別管理加算(Ⅰ)(Ⅱ)、看護体制強化加算(Ⅰ)(Ⅱ)のいずれも算定していない場合は8単位の減算(12月を超えて実施する場合さらに15単位)が適用されます。

イ 加算

要件を満たす場合に、利用料に以下の料金が加算されます。

基本部分		単位数	利用料			
			10割	1割	2割	3割
夜間・早朝加算	1回につき	利用料の25%				
深夜加算	1回につき	利用料の50%				
緊急時訪問看護加算（Ⅰ） ※看護業務の負担軽減体制整備あり	1月につき	600	6,420円	642円	1,284円	1,926円
緊急時訪問看護（Ⅱ）	1月につき	574	6,141円	615円	1,229円	1,843円
複数名訪問加算（Ⅰ）	30分未満 1回につき	254	2,717円	272円	544円	816円
	30分以上 1回につき	402	4,301円	431円	861円	1,291円
複数名訪問加算（Ⅱ）	30分未満 1回につき	201	2,150円	215円	430円	645円
	30分以上 1回につき	317	3,391円	340円	679円	1,018円
長時間訪問看護加算	1回につき	300	3,210円	321円	642円	963円
特別管理加算（Ⅰ）	1月につき	500	5,350円	535円	1,070円	1,605円
特別管理加算（Ⅱ）	1月につき	250	2,675円	268円	535円	803円
専門管理加算	1月につき	250	2,675円	268円	535円	803円
口腔連携強化加算	1月につき	50	535円	54円	107円	161円
初回加算（Ⅰ）（退院日）	1月につき	350	3,745円	375円	749円	1,124円
初回加算（Ⅱ）（退院日以降）	1月につき	300	3,210円	321円	642円	963円
退院時共同指導加算	1回につき	600	6,420円	642円	1,284円	1,926円
サービス提供体制強化加算Ⅰ	1回につき	6	64円	7円	13円	20円
サービス提供体制強化加算Ⅱ	1回につき	3	32円	4円	7円	10円
看護体制強化加算	1月につき	100	1,070円	107円	214円	321円

注 上記ア・イの利用料は、厚生労働大臣が告示で定める単位数であり、これが改定された場合は、これら単位数も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい利用料を书面でお知らせします。

◇ 介護保険の加算算定に関する要件

加算名称	要件
夜間・早朝加算	夜間（18時～22時）、早朝（6時～8時）にサービスを提供した場合
深夜加算	深夜（22時～翌朝6時）にサービスを提供した場合
複数名訪問加算（Ⅰ）	同時に2人の看護師等（保健師、看護師、准看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士）が訪問看護を行った場合
複数名訪問加算（Ⅱ）	看護師等（保健師、看護師、准看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士）と看護補助者が訪問看護を行った場合
長時間訪問看護加算	特別管理加算の対象となる利用者に対して、1時間以上1時間30分未満の訪問看護を行った後に、引き続き訪問看護を行った場合
緊急時訪問看護加算（Ⅰ）（Ⅱ）	利用者・家族等に対して24時間連絡体制にあり、計画外の緊急時訪問を必要に応じて行う体制がある場合
特別管理加算（Ⅰ）	特別な管理を要する利用者（厚生労働大臣が定める状態※1）に対して、計画的な管理を行った場合
特別管理加算（Ⅱ）	特別な管理を要する利用者（厚生労働大臣が定める状態※2）に対して、計画的な管理を行った場合
専門管理加算	専門の研修を受けた看護師、又は特定行為研修を修了した看護師による計画的な管理を行った場合
口腔連携強化加算	口腔の健康状態の評価を実施し、歯科医療機関、介護支援相談員に情報提供した場合
ターミナルケア加算	死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを要介護者に対して行った場合
初回加算（Ⅰ）（退院日）	利用者が過去2ヵ月間において、訪問看護ステーションから訪問看護（医療保険の訪問看護を含む）の提供を受けていない場合であって新たに訪問看護計画書を作成した場合
初回加算（Ⅱ）（退院日以降）	利用者が過去2ヵ月間において、訪問看護ステーションから訪問看護（医療保険の訪問看護を含む）の提供を受けていない場合であって新たに訪問看護計画書を作成した場合
退院時共同指導加算	主治医の所属する保険医療機関に入院中又は介護老人保健施設に入所中で、退院・退所後に利用者又はその家族に対し、退院・退所時に訪問看護ステーションの看護師等（准看護師は除く）と入院・入所施設の職員（医師・看護師、医師又は看護師の指示を受けた准看護師）が、在宅療養での指導を入院・入所施設にて共同で行い、その内容を提供した場合（厚生労働大臣が定める状態※1※2にある利用者は2回まで算定可）
看護・介護職員連携強化加算	訪問介護事業所の訪問介護員等に対し、たんの吸引等を円滑に行うための支援を行った場合（要支援者は対象外）
看護体制強化加算（Ⅰ）（Ⅱ）	厚生労働大臣が定める医療ニーズの高い利用者への訪問看護・介護予防訪問看護の提供体制を強化した場合
サービス提供体制強化加算	厚生労働大臣が定める当該加算の体制・人材要件を満たす場合

※1 在宅悪性腫瘍等患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態
気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態

加算名称	要件
※2	在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理のいずれかを受けている状態 人工肛門、人工膀胱を設置している状態 真皮を越える褥瘡の状態 点滴注射を週3回以上行う必要があると認められる状態

(3) 医療保険による訪問看護の利用料

利用した場合の利用料は、以下のとおりです。

利用料は、かかった医療費の1割、2割又は3割の額となります。(利用者負担の減免、公費負担がある場合などはその負担額による)

ア 利用料① (訪問看護基本療養費)

基本部分			利用料			
			10割	1割	2割	3割
訪問看護基本療養費 (I) (1日につき)	保健師・ 看護師 の場合	週3日 目まで	5,550円	555円	1,110円	1,665円
		週4日 目以降	6,550円	655円	1,310円	1,965円
訪問看護基本療養費 (II) (同一建物居住者) 保健師・看護師の場合 (1日につき)	同1日に 2人	週3日 目まで	5,550円	555円	1,110円	1,665円
		週4日 目以降	6,550円	655円	1,310円	1,965円
	同1日に 3人以上	週3日 目まで	2,780円	278円	556円	834円
		週4日 目以降	3,280円	328円	656円	984円
訪問看護基本療養費 (II) (同一建物居住者) 理学療法士・作業療法士・言語聴 覚士の場合 (1日につき)	同1日に2人		5,550円	555円	1,110円	1,665円
	同1日に3人以上		2,780円	278円	556円	834円
訪問看護基本療養費 (III) (入院中1回につき)	入院中の外泊		8,500円	850円	1,700円	2,550円

イ 利用料②（訪問看護管理療養費）

基本部分				利用料			
				10割	1割	2割	3割
訪問看護管理療養費	月の初回 訪問日	<input type="checkbox"/>	機能強化型 1	13,230 円	1,323 円	2,646 円	3,969 円
		<input type="checkbox"/>	機能強化型 2	10,030 円	1,003 円	2,006 円	3,009 円
		<input type="checkbox"/>	機能強化型 3	8,700 円	870 円	1,740 円	2,610 円
		<input type="checkbox"/>	上記以外	7,670 円	767 円	1,534 円	2,301 円
	2 日目 以降	<input type="checkbox"/>	管理療養費 1	3,000 円	300 円	600 円	900 円
		<input type="checkbox"/>	管理療養費 2	2,500 円	250 円	500 円	750 円

ウ その他の療養費及び加算

基本部分			利用料			
			10割	1割	2割	3割
訪問看護ターミナルケア療養費 1	死亡月につき		25,000 円	2,500 円	5,000 円	7,500 円
訪問看護情報提供療養費 1	1 回につき		1,500 円	150 円	300 円	450 円
訪問看護情報提供療養費 2	1 回につき		1,500 円	150 円	300 円	450 円
訪問看護情報提供療養費 3	1 回につき		1,500 円	150 円	300 円	450 円
夜間・早朝訪問看護加算	1 日につき		2,100 円	210 円	420 円	630 円
深夜訪問看護加算	1 日につき		4,200 円	420 円	840 円	1,260 円
難病等複数回訪問加算	1 日 2 回	同一建物内 1 人	4,500 円	450 円	900 円	1,350 円
		同一建物内 2 人	4,500 円	450 円	900 円	1,350 円
		同一建物内 3 人以上	4,000 円	400 円	800 円	1,200 円
	1 日 3 回 以上	同一建物内 1 人	8,000 円	800 円	1,600 円	2,400 円
		同一建物内 2 人	8,000 円	800 円	1,600 円	2,400 円
		同一建物内 3 人以上	7,200 円	720 円	1,440 円	2,160 円
緊急訪問看護加算（1 日につき）	月 14 日目まで		2,650 円	265 円	530 円	795 円
	月 15 日以降		2,000 円	200 円	400 円	600 円
長時間訪問看護加算	1 週につき		5,200 円	520 円	1,040 円	1,560 円
乳幼児加算（1 日につき）	重症児又は準重症児等		1,800 円	180 円	360 円	540 円
	上記以外		1,300 円	130 円	260 円	390 円

基本部分			利用料			
			10割	1割	2割	3割
複数名訪問看護加算	看護師等	同一建物内1人	4,500円	450円	900円	1,350円
		同一建物内2人	4,500円	450円	900円	1,350円
		同一建物内3人以上	4,000円	400円	800円	1,200円
	看護補助者	同一建物内1人	3,000円	300円	600円	900円
		同一建物内2人	3,000円	300円	600円	900円
		同一建物内3人以上	2,700円	270円	540円	810円
複数名訪問看護加算 (別に厚生労働大臣が定める場合)	看護補助者 1日1回	同一建物内1人	3,000円	300円	600円	900円
		同一建物内2人	3,000円	300円	600円	900円
		同一建物内3人以上	2,700円	270円	540円	810円
	看護補助者 1日2回	同一建物内1人	6,000円	600円	1,200円	1,800円
		同一建物内2人	6,000円	600円	1,200円	1,800円
		同一建物内3人以上	5,400円	540円	1,080円	1,620円
	看護補助者 1日3回以上	同一建物内1人	10,000円	1,000円	2,000円	3,000円
		同一建物内2人	10,000円	1,000円	2,000円	3,000円
		同一建物内3人以上	9,000円	900円	1,800円	2,700円
24時間対応体制加算(1月につき)	負担軽減取組実施	6,800円	680円	1,360円	2,040円	
	上記以外	6,520円	652円	1,304円	1,956円	
特別管理加算(Ⅰ)	1月につき	5,000円	500円	1,000円	1,500円	
特別管理加算(Ⅱ)	1月につき	2,500円	250円	500円	750円	
退院時共同指導加算	1回につき	8,000円	800円	1,600円	2,400円	
特別管理指導加算	1回につき	2,000円	200円	400円	600円	
退院支援指導加算	1回につき	6,000円	600円	1,200円	1,800円	
在宅患者連携指導加算	1月につき	3,000円	300円	600円	900円	
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	1回につき	2,000円	200円	400円	600円	
看護・介護職員連携強化加算	1月につき	2,500円	250円	500円	750円	
訪問看護医療DX情報活用加算	1月につき	50円	5円	10円	15円	
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)	医療従事者に対する賃金改善体制がある場合	780円	78円	156円	234円	
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ) 1~18		10~500円	1~50円	2~100円	3~150円	

(4) 医療保険による訪問看護の利用料（精神科）

利用した場合の利用料は、以下のとおりです。

利用料は、かかった医療費の1割、2割又は3割の額となります。（利用者負担の減免、公費負担がある場合などはその負担額による）

ア 利用料①（精神科訪問看護基本療養費）

基本部分			利用料			
			10割	1割	2割	3割
精神科訪問看護基本療養費〔I〕	週3日目まで	30分以上	5,550円	555円	1,110円	1,665円
		30分未満	4,250円	425円	850円	1,275円
保健師・看護師又は作業療法士による場合	週4日目以降	30分以上	6,550円	655円	1,310円	1,965円
		30分未満	5,100円	510円	1,020円	1,530円
精神科訪問看護基本療養費〔III〕 (同一建物居住者) 保健師・看護師又は作業療法士による場合	同一日に2人	週3日目まで 30分以上	5,550円	555円	1,110円	1,665円
		週3日目まで 30分未満	4,250円	425円	850円	1,275円
		週4日目以降 30分以上	6,550円	655円	1,310円	1,965円
		週4日目以降 30分未満	5,100円	510円	1,020円	1,530円
	同一日に3人以上	週3日目まで 30分以上	2,780円	278円	556円	834円
		週3日目まで 30分未満	2,130円	213円	426円	639円
		週4日目以降 30分以上	3,280円	328円	656円	984円
		週4日目以降 30分未満	2,550円	255円	510円	765円
精神科訪問看護基本療養費〔IV〕	入院中の外泊		8,500円	850円	1,700円	2,550円

イ 利用料②（精神科訪問看護管理療養費）

基本部分				利用料			
				10割	1割	2割	3割
訪問看護管理療養費	月の初回 訪問日	<input type="checkbox"/>	機能強化型 1	13,230 円	1,323 円	2,646 円	3,969 円
		<input type="checkbox"/>	機能強化型 2	10,030 円	1,003 円	2,006 円	3,009 円
		<input type="checkbox"/>	機能強化型 3	8,700 円	870 円	1,740 円	2,610 円
		<input type="checkbox"/>	上記以外	7,670 円	767 円	1,534 円	2,301 円
	2 日目以 降	<input type="checkbox"/>	管理療養費 1	3,000 円	300 円	600 円	900 円
		<input type="checkbox"/>	管理療養費 2	2,500 円	250 円	500 円	750 円

ウ その他の療養費及び加算

基本部分			利用料			
			10割	1割	2割	3割
訪問看護ターミナルケア療養費 1	死亡月につき		25,000 円	2,500 円	5,000 円	7,500 円
訪問看護情報提供療養費 1	1 回につき		1,500 円	150 円	300 円	450 円
訪問看護情報提供療養費 2	1 回につき		1,500 円	150 円	300 円	450 円
訪問看護情報提供療養費 3	1 回につき		1,500 円	150 円	300 円	450 円
夜間・早朝訪問看護加算	1 日につき		2,100 円	210 円	420 円	630 円
深夜訪問看護加算	1 日につき		4,200 円	420 円	840 円	1,260 円
精神科緊急訪問看護加算（1 日につき）	月 14 日目まで		2,650 円	265 円	530 円	795 円
	月 15 日目以降		2,000 円	200 円	400 円	600 円
長時間精神科訪問看護加算	1 週につき		5,200 円	520 円	1,040 円	1,560 円
複数名精神科訪問看護加算	保健師・看護師又は作業療法士による場合	1 日に 1 回	4,500 円	450 円	900 円	1,350 円
		1 日に 2 回	9,000 円	900 円	1,800 円	2,700 円
		1 日に 3 回	14,500 円	1,450 円	2,900 円	4,350 円
	看護補助者又は精神保健福祉士の場合	週 1 回	3,000 円	300 円	600 円	900 円
24 時間対応体制加算（1 月につき）	負担軽減取組実施		6,800 円	680 円	1,360 円	2,040 円
	上記以外		6,520 円	652 円	1,304 円	1,956 円
特別管理加算（Ⅰ）	1 月につき		5,000 円	500 円	1,000 円	1,500 円
特別管理加算（Ⅱ）	1 月につき		2,500 円	250 円	500 円	750 円

基本部分		利用料			
		10割	1割	2割	3割
退院時共同指導加算	1回につき	8,000円	800円	1,600円	2,400円
特別管理指導加算	1回につき	2,000円	200円	400円	600円
退院支援指導加算	1回につき	6,000円	600円	1,200円	1,800円
在宅患者連携指導加算	1月につき	3,000円	300円	600円	900円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	1回につき	2,000円	200円	400円	600円
乳幼児加算（1日につき）	重症児又は準重症児等	1,800円	180円	360円	540円
	上記以外	1,300円	130円	260円	390円
訪問看護医療DX情報活用加算	1月につき	50円	5円	10円	15円
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）	医療従事者に対する賃金改善体制がある場合	780円	78円	156円	234円
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）1～18		10～500円	1～50円	2～100円	3～150円

◇ 医療保険の加算算定に関する要件

加算名称	要件
訪問看護ターミナルケア療養費 1	在宅で死亡した利用者（ターミナルケアを行った後、24時間以内に在宅以外で死亡した者を含む）又は特別養護老人ホーム等で死亡した利用者に対してターミナルケアを行った場合
訪問看護情報提供療養費 1	利用者の管轄する市町村、都道府県からの求めに応じて、訪問看護の状況を示す文書を添えて、情報提供を行った場合
訪問看護情報提供療養費 2	利用者が初めて在籍する学校等（保育所、義務教育諸学校等）の求めに応じて、訪問看護の状況を示す文書を添えて、情報提供を行った場合
訪問看護情報提供療養費 3	在宅から保険医療機関等へ療養の場所を変更（入院・入所）する利用者について、利用者の診療を行っている保険医療機関に対して、文書により訪問看護に係る情報提供を行った場合
夜間・早朝訪問看護加算	利用者又はその家族等の求めに応じて、夜間、早朝に訪問看護を行った場合（夜間＝午後6時から午後10時まで、早朝＝午前6時から午前8時まで）
深夜訪問看護加算	利用者又はその家族等の求めに応じて、夜間、早朝に訪問看護を行った場合（深夜＝午後10時から午前6時まで）
難病等複数回訪問加算	厚生労働大臣が定める疾病等の利用者、特別訪問看護指示書の交付を受けた利用者について、1日に2回又は3回以上訪問看護を行った場合

加算名称	要件
緊急訪問看護加算	利用者やその家族等の緊急の求めに応じて、主治医が訪問看護ステーションに対して行った指示を受けて計画外の訪問看護を行った場合
長時間訪問看護加算	厚生労働大臣が定める長時間の訪問を要する利用者に対して、1回の訪問看護の時間が90分を超えた場合（15歳未満の超重症児、準重症児、15歳未満で厚生労働大臣が定める状態等にある利用者※1※2は、週3回まで算定可）
乳幼児加算	6歳未満の利用者に対して、訪問看護を行った場合
複数名訪問看護加算	複数名で訪問看護を行う必要がある利用者に対して、看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師）が他の看護師等（保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は准看護師）若しくは看護補助者との同行訪問による訪問看護を行った場合
複数名精神科訪問看護加算 （30分未満の場合を除く）	同時に保健師または看護師と保健師等、看護補助者または精神保健福祉士との同行による訪問看護を行った場合
24時間対応体制加算	利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応可能で、緊急時訪問看護を必要に応じて行う体制にある場合
特別管理加算（Ⅰ）	特別な管理を要する利用者（厚生労働大臣が定める状態等にある利用者※1）に対して、計画的な管理を行った場合
特別管理加算（Ⅱ）	特別な管理を要する利用者（厚生労働大臣が定める状態等にある利用者※2）に対して、計画的な管理を行った場合
退院時共同指導加算	主治医の所属する保険医療機関に入院中又は介護老人保健施設に入所中で、退院・退所後に利用者又はその家族に対し、退院・退所時に訪問看護ステーションの看護師等（准看護師は除く）と入院・入所施設の職員（医師・看護師、医師又は看護師の指示を受けた准看護師）が、在宅療養での指導を入院・入所施設にて共同で行い、その内容を文書で提供した場合（厚生労働大臣が定める疾病等の利用者は2回まで算定可）
特別管理指導加算	退院時共同指導加算を算定する利用者のうち、特別管理加算の対象となる利用者の場合
退院支援指導加算	退院日に療養上の退院支援指導が必要な利用者であって、厚生労働大臣が定める退院支援指導を要する者に該当する利用者に対して、保険医療機関から退院するに当たって、訪問看護ステーションの看護師等（准看護師を除く）が退院日に在宅での療養上必要な指導を行った場合
在宅患者連携指導加算	訪問看護ステーションの看護師等（准看護師を除く）が、訪問診療を実施している保険医療機関を含め、歯科訪問診療を実施している保険医療機関又は訪問薬剤管理指導を実施している保険薬局と月2回以上文書等に情報共有を行うとともに、共有された情報を踏まえて療養上必要な指導を行った場合

加算名称	要件
在宅患者緊急時カンファレンス加算	利用者の状態の急変や診療方針の変更等に伴い、保険医療機関の保険医の求めにより開催されたカンファレンスに、訪問看護ステーションの看護師等（准看護師を除く）が参加して、共同で利用者や家族に対して指導を行った場合
看護・介護職員連携強化加算	介護職員等が喀痰吸引等を実施している場合に、訪問看護ステーションの看護師又は准看護師が、介護職員等の支援を行った場合
看護体制強化加算Ⅱ	<p>厚生労働省が定める、次の基準に適合しているとして、都道府県知事に届け出た指定訪問看護ステーションが、医療ニーズの高い利用者への指定訪問看護の提供体制を強化した場合算定する</p> <p>〈厚生労働省が定める基準〉</p> <p>①算定日が属する月の前6カ月において、利用者総数のうち、緊急時訪問看護加算を算定した利用者の割合が50%以上であること</p> <p>②算定日が属する月の前6カ月において、利用者総数のうち、特別管理加算を算定した利用者の割合が20%以上であること</p> <p>③算定日が属する月の前12カ月において、ターミナルケア加算を算定した利用者が1名以上であること</p> <p>④指定訪問看護の提供に当たる従業者の総数のうち、看護職員の占める割合が60%以上であること</p>

- ※1 在宅悪性腫瘍等患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある者
気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態にある者
- ※2 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理のいずれかを受けている状態にある者
人工肛門又は人工膀胱を設置している状態にある者
真皮を越える褥瘡の状態にある者
在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者

(5) その他の利用料

その他の利用料は、利用者が選定（希望）する特別の訪問看護に対する差額費用としての利用や訪問看護以外のサービスに対する実費負担として、利用をされた場合にお支払いいただきます。

種類（介護保険・医療保険適用）		利用料
死後の処置料	最期の訪問看護の延長として、死後の処置を行った場合	10,500 円（税込）

種類（医療保険適用）		利用料
休日、営業時間外の訪問看護利用料	重要事項説明書に記載された営業日以外に訪問看護を行った場合	3,060 円/回（税込）

(6) 交通費

看護師等が訪問するための交通費の実費をご負担していただきます。

算定方法	料金
通常の事業の実施地域	無料
通常の事業の実施地域を越えた地点から 1 キロメートル当たり	150 円（税込）

(7) 利用者負担額、その他の費用の請求方法及び支払方法

(1) 請求方法

- ① 利用者負担額、その他の費用は、利用月ごとの合計金額により請求します。
- ② 請求書は、利用月の翌月 15 日頃までに利用者にお渡しします。

(2) 請求書・領収書再発行について

領収書は再発行いたしませんので、大切に保管してください。

(3) 支払方法

下記の方法にてお支払いください。なお、お支払いを確認しましたら、領収書をお渡ししますので必ず保管をしてください。（医療費控除の還付請求の際に必要なことがあります）

支払い方法	支払い要件等
口座自動引落とし	請求月の翌月 28 日（振替日は土日祝日の場合は翌営業日）に利用者が指定する口座から自動引落としをします。 ただし、引落としにかかる手数料 110 円は、利用者負担となります。

(8) 秘密の保持

- (1) 従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員である期間及び従業員でなくなった場合においても、その秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とします。
- (2) 利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の個人情報を用いません。また利用者の家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。
- (3) 利用者又はその家族の情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めます。

(9) 緊急時の対応方法

- (1) サービス提供中に事故、利用者の状態の急変、その他緊急事態が生じたときは速やかに利用者の家族へ連絡を取り、必要に応じて主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡等必要な措置を講じ、管理者へ報告します。
- (2) 管理者は市町村、利用者に係る居宅介護支援事業者等、関係機関に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

主治の医師	医療機関名	
	氏名	
	電話番号	
緊急連絡先	氏名（続柄）	
	電話番号	
市町村	担当課	
	電話番号	
居宅介護支援事業者	事業所名・担当ケア マネージャー	
	電話番号	

(10) 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。また、サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。なお、事業者は下記損害賠償保険に加入します。

保険会社名	保険名
東京海上日動火災保険株式会社	介護サービス事業者賠償責任保険

(11) 実習生の同行訪問について

当ステーションでは、看護学生の実習や地域の病院看護師の体験実習を受け入れております。訪問看護時に実習生と同行することがございますので、ご了承くださいませようよろしくお願いいたします。

なお、同行時には事前に担当よりお知らせいたしますが、諸事情によりご了承くださいませない場合は、担当看護師までお申し付けください。

(12) 虐待の防止のための措置

事業者は利用者の人権の擁護、尊厳の保持が達成されるよう、虐待の未然防止、早朝発見、迅速かつ適切な対応等を推進するため、次に掲げる措置を講じるものとします。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、看護師等に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待防止のための指針を整備します。
- (3) 看護師等に対し、虐待防止のための研修を定期的（新入職時含む）に実施します。
- (4) 虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を置きます。
担当者 山口 恵美子
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

(13) 身体的拘束等の適正化

事業所は、身体的拘束等の更なる適正化を図るため、次に掲げる措置を講じるものとします。

- (1) 利用者又はほかの利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行わないものとします。
- (2) 身体的拘束等を行う場合には、その態度及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

(14) サービス提供に関する相談や苦情

(1) 苦情処理の体制及び手順

苦情又は相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するため必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行い、利用者の立場を考慮しながら、事実関係の特定を慎重に行います。把握した内容をもとに検討を行い、当面及び今後の対応を決定します。必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へは対応方法を含めた結果報告を行います。

(2) 苦情相談窓口

担当者・連絡先	管理者 山口 恵美子	048-928-5225
受付時間	平日午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分まで	
受付日	月曜日から金曜日まで（国民の祝日、12 月 30 日から 1 月 3 日までを除く）	

下記の市町村及び国民健康保険団体連合会の苦情相談窓口等へ苦情を伝えることができます。

名称	電話番号
草加市役所 健康推進部 地域介護課	048-922-1421
八潮市役所 健康福祉部 長寿介護課	048-996-2111
足立区役所 介護保険課 事業者指導係	03-3880-5746
埼玉県国民健康保険団体連合会 苦情対応係	048-824-2568
東京都国民健康保険団体連合会 介護福祉部 介護相談窓口	03-6238-0177

(15) ハラスメント対策の強化

事業所は、適切なサービスの提供を確保し、従業員の就業環境が害されることを防止する観点から、次に掲げる措置を講じるものとします。

- (1) 職場又は利用者等（家族・関係者含む）において行われる性的な言動・行動又は、優越的な関係を背景とした言動・行動等による著しい迷惑行為により、従業員の就業環境を害されることを防止するための方針を明確化し、従業員、利用者等に対し、周知・啓発します。
- (2) 相談への対応のための窓口、担当者をあらかじめ定め、従業員に周知します。
- (3) マニュアル作成や研修の実施等、被害防止のための取組を実施します。
- (4) メンタルヘルス不調への相談対応や、行為者に対して 1 人で対応させない等、被害者への配慮のための取組を実施します。

（16） 感染症の予防及びまん延の防止

事業所は、当事業所において感染症が発生、またはまん延しないように次に掲げる措置を講じるものとします。

- （1） 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- （2） 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- （3） 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

（17） 業務継続計画

事業所は、必要な看護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、次に掲げる措置を講じるものとします。

- （1） 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する看護サービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じます。
- （2） 業務継続計画の具体的内容を職員間で共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応に係る理解の励行を行うことを目的に、従業者に対し、業務継続計画について説明、周知を行うとともに、必要な研修及び訓練（新入職時含む）を定期的実施します。
- （3） 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

（18） サービスの利用に当たっての留意事項

サービスのご利用に当たってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- （1） 看護師等はサービス提供の際、次の業務は行うことができません。
 - ・ 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書の預かり等、金銭に関する取扱い
 - ・ 利用者以外の家族のためのサービス提供
- （2） 看護師等に対する金品や飲食物の提供等はお断りいたします。
- （3） 体調や容体の急変等によりサービスを利用できなくなった時は、できる限り早めに担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）又は当事業所の担当者へご連絡ください。
- （4） 利用者の居宅でサービス提供するために使用する水道、電気、ガス等は、利用者のご負担となります。
- （5） 利用者のお宅に訪問する際、室内でペットによる被害を受ける恐れがある場合は事前に部屋から出す等、訪問看護の妨げにならないようにしてください。もし事前に対策を講じていないお宅で被害を受けた場合、治療費を請求する場合がございます。

- (6) 夜間・休日などの営業時間外に、緊急の訪問看護業務が発生した場合、看護師の勤務間隔の確保のために、業務の調整を行うことがございます。そのため、訪問時間の変更や担当看護師以外の看護師の訪問となる場合がありますのでご了承ください。
- (7) 介護保険法の規定により、訪問看護の給付を受けることができる時は、医療保険では行わないこととなっています。ただし、要介護者等であっても、次の場合は自動的に適用保険が介護保険から医療保険へ変更となります。
- ① 末期の悪性腫瘍の場合
 - ② 厚生労働大臣が定める疾病等の場合〔厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等（平 27.3.厚労告 95）（平 30.3.厚労告 78 改正）〕
 - ③ 急性増悪により一時的に頻回に訪問看護が必要である旨の特別訪問看護指示書を交付された場合（指示の日から 14 日間を限度とする）
 - ④ 精神科訪問看護指示書が交付された場合（認知症が主傷病である場合は除く）

重要事項説明書の説明年月日	年	月	日
---------------	---	---	---

指定訪問看護、指定介護予防訪問看護の提供開始に当たり、利用者に対して重要事項を説明しました。

なお、ご本人が判断能力に障害がある場合、ご家族又は代理人の方の同意を頂きます。

事業者	所在地	埼玉県吉川市大字平沼 111 番地
	法人名	医療法人社団協友会
	代表者名	理事長 平岡 邦彦
	事業所名	訪問看護ステーションこころ
	説明者名	印

私（利用者及びその家族代表）は、事業者から重要な事項の説明を受け、サービスの提供開始について同意し、交付を受けました。

なお、ご本人が判断能力に障害がある場合、ご家族代表又は代理人の方の同意を頂きます。

利用者	住所	
	氏名	印

家族代表又は代理人	住所	
	氏名	印
	続柄	